

福井県建設工事元請下請関係適正化指導要綱 Q&A

【福井県建設工事元請下請関係適正化指導要綱(以下「適正化要綱」という。)全般について】

Q1 適正化要綱の遵守は、受注者にとって負担が大きい。なぜこのようなことを行うのか？

A1 適正化要綱に規定する遵守事項のほとんどは建設業法および建設工事の施工に関連する法律に規定されている事項であり、適正化要綱の有無にかかわらず建設業者として遵守すべきもので、県ではこの要綱に基づいて、施工現場における法令遵守の指導を適切に行ってまいりたいと考えています。

一部、県発注工事における施工体制の適正化を図る観点から新たな負担を求めるものもありますが、ご協力をお願いします。

Q2 適正化要綱の対象範囲には運搬作業等も含まれるのか？

A2 適正化要綱第3条に規定する施工体制台帳および施工体系図を除き、適正化要綱の対象範囲は、建設業法第2条に規定する「建設工事」に限定しています。

よく質問が寄せられる業務について建設工事に該当するか分類を示したので参考にしてください。

建設工事	NOT建設工事
<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂等の運搬(積込みおよび敷均しを含む場合。)</li> <li>・建設機械のリース(オペレータあり)</li> <li>・コンクリートカッター等によるアスファルト舗装版の切断</li> <li>・アスファルト乳剤の散布</li> <li>・コンクリートポンプ車による生コンの圧送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂等の運搬(※2)のみ(※1)</li> <li>・建設機械のリース(オペレータなし)</li> <li>・警備員および交通誘導員(※1)</li> <li>・測量、地質調査等(※1)</li> <li>・樹木の剪定、伐採および除草(※1)</li> <li>・清掃業務</li> <li>・電気設備または消防設備の保守点検業務</li> <li>・除雪</li> <li>・資材メーカーとのブロック等の製造委託契約</li> </ul>

※1・・・県発注工事における施工体制の的確な把握という観点から、これらの業務は建設工事には該当しませんが、施工体制台帳および施工体系図には記載してください。

※2・・・土砂の運搬については、複雑であることから以下のとおり示します。

なお、運送業許可を持っていない建設業許可業者に運搬のみを行わせることは、貨物自動車運送事業法に抵触するおそれが高いため、県発注工事では認めません。

	① 土工(土砂の積込)を行う建設業者が自ら運搬する場合	② 運送業許可業者(「青ナンバー」)に委託する場合
種別	建設工事	運送業務
下請制限の対象	該当	非該当
施工体制台帳、施工体系図への記載	必要	必要
建設業作業員名簿への記載	必要	不要
特徴・注意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用貨物自動車(「白ナンバー」)での運搬が可能。</li> <li>・運転者は、当該建設業者と雇用契約を締結している者に限る。</li> <li>・「白ナンバー」を所有している個人事業主を使用する場合にも、当該建設業者と雇用契約を締結する必要がある。(必要経費を含めた雇用契約書が必要)(建設業者の被雇用者となるため、入場日ごとに建設業作業員名簿に記載が必要)</li> <li>・なお、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第12条第1項に掲げる事項の全部または一部を行うことを主たる目的として組織する団体」(いわゆる交通安全推進団体)に加入している者の使用促進に努めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青ナンバーの車両であっても、運送業許可業者に所属していない(いわゆる名義借り、貨物自動車運送事業法違反)場合があるので、工事に使用する車両の車検証を確認するとともに、その写しを工事現場に備えること。</li> <li>・運送業許可業者が別の会社または個人事業主所有の自家用自動車「白ナンバー」を使用することは、貨物自動車運送事業法違反に抵触する恐れが高いため、福井県として認めません。</li> </ul>

Q2-1 オペレータ付の建設機械のリースは下請工事に該当するとのことだが、建設機械を持つ建設業者からオペレータ付で建設機械をリースする代わりに、同社と機械をレンタル契約し、機械を操作する同社のオペレータを自社で臨時的に雇用契約すれば下請負には該当しないか？

A2-1 オペレータ付の建設機械のリースは、当該建設機械を用いて施工することを外注するものであり、A2に記載のとおり建設工事に分類しています。お問い合わせの場合は、オペレータ付の建設機械のリースを単に契約形態を変えただけと考えられ、下請負による施工とします。なお、自社で保有する建設機械を用いて施工する場合に、一時的に足りないオペレータを臨時的に雇用する場合などは下請施工には該当しません。

Q2-2 雇用契約書にはどのような内容を記載する必要があるのか？

A2-2 厚生労働省福井労働局のホームページに様式(「建設労働者用(常用・有期雇用型)労働条件通知書」または「建設労働者用(日雇型)労働条件通知書」)が示されていますので参照してください。なお、名称は雇用契約書または労働条件通知書のどちらでも構いません。

[https://jsite.mhlw.go.jp/fukui-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/hourei\\_youshikishu/youshikisyu/roudoukijyunhou.html](https://jsite.mhlw.go.jp/fukui-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu/youshikisyu/roudoukijyunhou.html)

### 【第3条関係】

Q3 施工体制台帳および施工体系図には、工事関係業者のみ記載すればよいのか？

A3 県発注工事の施工体制台帳および施工体系図には、工事の下請業者以外に、土砂運搬、警備、交通誘導、測量、地質調査、樹木の剪定、伐採、除草等の委託業者も記載してください。

Q4 施工体制台帳および施工体系図は、下請工事がない場合でも作成しなければならないか？

A4 下請工事がない場合でも、Q3に記載の委託業務を発注する場合は作成してください。なお、ブロック等の製造委託契約等材料の調達のみを外注する場合は、作成する必要はありません。

Q5 設計額200万円の工事を随意契約で受注しその一部を下請けに付す場合も、施工体制台帳(施工体系図)を作成しなければならないか？

A5 工事の規模の大小や契約方法にかかわらず、受注した県発注工事を下請けに付す場合は作成する必要があります。

Q6 施工体制台帳および施工体系図は、いつの時点までに作成しなければならないか？

A6 請け負った工事を施工するために下請契約を締結した後、当該業務を行う時までに作成する必要があります。

### 【第4条関係】

Q7 適正化要綱第4条第2項および第3項に規定する「主体的な役割を果たしていない」とは、具体的にはどのような場合をいうのか？

A7 元請負人の監理技術者等が、適正化要綱第4条第2項または第3項に掲げる事項を自らの意思で判断していない場合を指します。

Q8 1次下請負人の主任技術者が毎日1回現場に入場して直接請負者の主任技術者と打ち合わせをし、その打ち合わせの結果を2次下請負人に伝えてさえいれば、1次下請負人は2次下請負人との下請契約について実質的に関与しているといえるか？

A8 事案にもよりますが、単なる伝達を行うだけでは、2次下請負人との下請契約において1次下請負人の主任技術者は、自らの意思で適正化要綱第4条第3項に掲げる事項を判断していないので、実質的関与はないと考えられます。

【第5条関係】

Q9 どのような場合に下請次数制限を超える下請発注が認められるのか？

A9 次の2つの場合です。

- ① トンネル本体工事またはダム本体工事(砂防ダムを除く。)のような大規模工事で、下請次数制限を行うことが適当でないと、あらかじめ入札参加資格委員会が認めた場合。  
この場合には、当該工事に係る入札公告に、その旨を明記するものとします。
- ② 下請制限除外申請書による申請に基づき、あらかじめ発注機関の長が認めた場合。

Q10 A9の②の場合、どのような理由であれば認められるのか？

A10 不必要な重層下請は、下請負人へのしわ寄せや一括下請など不適正な施工体制の原因になるおそれがあります。そこで、直接請負者におかれては、施工内容と下請業者の施工能力を適切に把握し、不必要な下請発注が行われないよう、施工管理を適切に行っていただきたいと考えています。

したがって、申請に当たっては、施工する上で必要不可欠な重層下請である客観的な理由を記載する必要があります。

Q11 「あらかじめ発注機関の長の書面による承認」とあるが、いつまでに承認を受ければよいか？

A11 当該下請契約の締結のときまでに書面または電子情報処理組織を使用する方法ならびにその他の情報通信の技術を利用する方法により承認を受けてください(第7条第1項第6号および第7号の下請除外承認申請時と同じ。)

Q12 下請次数制限除外申請が認められない場合とは、どのような場合か？

A12 次のような場合は、認められません。

- ・ 下請発注の方法により、制限回数内での下請で収まることが明らかな場合。
- ・ 契約中の下請負人では施工することができない工事内容が含まれているという理由による場合(施工管理上分離して発注することができないやむを得ない理由がある場合を除く。)

なお、災害発生時など、迅速な施工が求められる場合には、当該地域における施工能力等を勘案して制限を除外することとします。

Q13 「下請発注の方法により、制限回数内での下請で収まることが明らかな場合」とは、どのような場合か？

A13 例えば、設計額900万円の道路新設工事(土木一式工事)において、区画線を含む舗装工事を1次下請に出したところ、当該1次下請負人は区画線工事について自社施工能力を有しておらず、その結果、当該区画線工事部分についてさらに2次下請契約を締結して施工する場合があります。この場合、直接請負者は舗装工事部分と区画線部分をそれぞれ自社施工能力のある建設業者の中から選定すれば、全て1次下請までに収まることは明らかです。

【第6条関係】

Q14 適正化要綱第6条の要件は、いつの時点で満たしている必要があるのか？

A14 下請契約を締結する時点で満たしている必要があります。

Q15 「軽微な建設工事」とは、どのような工事をいうのか？

A15 請負金額(税込)が500万円未満の工事(建築一式の場合は、1,500万円未満または延べ面積が150㎡未満の木造住宅工事)です(建設業法施行規則第1条の2)。

Q16 軽微な建設工事以上の土工工事を下請けに付そうと思うが、下請負人は、土木一式工事の許可を有してさえいればよいか？

A16 一式工事はオールマイティーの建設業許可業種ではありません。

よって、下請負人が施工内容に対応した建設業の許可業種を有していなければ建設業法違反となります。質問の場合は、とび・土工・コンクリート工事業の建設業許可を有していなければなりません。

Q16-1 土木一式工事を請け負い、そのうちほ装工事部分を専門工事として下請施工したいが、自社で土木一式工事とほ装工事の許可を有している場合でも認められるか？

A16-1 直接請負者の有する許可の種類にかかわらず、請け負った工事の主たる部分以外の専門工事を下請に付すことは可能です。ただし、下請施工に当たっては、適正化要綱に定める下請負人選定や下請回数、下請契約締結に関する事項の遵守が必要です。

Q17 下請に付そうとする業者が、営業停止処分、指名停止措置または下請参加停止業者の指定を受けているかどうかを、どのように確認すればよいか。

A17 建設業法に基づく監督処分、指名停止措置および下請参加停止業者は、県ホームページで公表しています。

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kanri/motositatekiseika.html>

Q18 自社が健康保険、厚生年金保険または雇用保険(以下「社会保険等」という。)に加入する義務があるかどうかの基準を教えてください。

A18 社会保険等の加入義務があるかどうかについては、所管行政庁にお問い合わせください。

健康保険および厚生年金保険・・・年金事務所

雇用保険・・・公共職業安定所(ハローワーク)

Q19 下請負人が社会保険等に加入しているか、また、保険料に未納がないかを、どのように確認すればよいか？

A19 ① 社会保険等の加入確認については、次の書類等により確認してください。

保険の種類	証明書(下請契約締結日の直近のもの。)
健康保険 厚生年金保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る領収証書</li> <li>・社会保険料納入証明書</li> <li>・社会保険料納入確認書 等</li> </ul>
雇用保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働保険概算・確定保険料申告書の控えおよびこれにより申告した保険料の納入に係る領収済通知書の写し</li> <li>・労働局が発行する雇用保険料について未納でないことの証明書 等</li> </ul>

② 保険料に未納がないことについては、直近1か月の保険料の納入状況のみ確認してください。

Q20 私は、個人事業主で、従業員を雇用していないことから、法令上社会保険等に加入する義務がないのに、社会保険等に加入しなければ下請負人に選定できないと言われた。どうしたらよいか？

A20 法令の規定により、社会保険等の加入について適用を除外されている場合まで、下請負人から除外することを求めています。下表を参考に、元請負人に対して自社が社会保険等に加入する義務がないことを書面で説明してください。

また、元請負人にとっては、下請負人が社会保険等に加入していない場合には、加入していない理由の説明を求め、法令上加入義務のない業者まで下請負人から排除しないよう、ご注意ください。

年 月 日

(元請負人名) 様

所在地

商号または名称 (下請負人名)

代表者氏名

次のとおり、健康保険、厚生年金保険または雇用保険の適用を除外されていることを申告します。

(健康保険)

従業員5人未満の個人事業所であるため。

従業員5人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。

その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

年 月 日、関係機関( )に問い合わせを行い判断しました。

(厚生年金保険)

従業員5人未満の個人事業所であるため。

従業員5人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。

その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

年 月 日、関係機関( )に問い合わせを行い判断しました。

(雇用保険)

暫定任意適用事業に該当する個人事業主であるため。

労働者を一人も雇用しないため。

その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

年 月 日、関係機関( )問い合わせを行い判断しました。

Q20-1 元請負人から社会保険料に未納がないことの確認として領収書の確認を求められたが、保険料に関する領収書を紛失してしまった。どうしたらよいか？

A20-1 A19を参考に、健康保険料および厚生年金保険料については年金事務所で、雇用保険料については福井労働局で、それぞれ未納がないことの証明書を発行しているので、その証明書を提出してください。

Q21 経営が苦しくて、社会保険等に参加するための資金がありません。経営状況にかかわらず、一律に公共工事から排除するのは、厳しいのではないか？

A21 県発注工事の設計金額は、全ての労働者が社会保険等に参加しているものとして算定されています。したがって、下請負人にとっては、元請負人に対し、法定福利費を明示した見積書を提出し、元請負人にとっては、その見積書に明示された法定福利費を適正に支払ってください。

なお、法定福利費相当分は建設業法第19条の3に規定する「建設工事を施工するために通常必要と認められる原価」に含まれることから、法定福利費相当分を請負代金に含めない場合は、原則として建設業法に違反することになります。

社会保険等の加入は、法律で義務付けられており、適正に法定福利費を負担している業者ほど競争で不利になることは、適正な競争環境の整備を図るうえで排除しなければならないと考えています。

Q22 下請負人の所在地を制限する理由は何か？

A22 県では、これまで、総合評価落札方式における地域精通度の加点、1,000万円以下の工事における市町内発注を行うなど、地域性を重視した入札制度としてきました。その趣旨を下請負人にまで徹底するためです。

Q23 建設業許可を有していない業者については、何を基準に県内業者であるか土木事務所管内業者であるかを判断するのか？

A23 建設業の取引上対外的に責任を有する地位にある者(いわゆる代表権を有する者)が常勤している営業所を基準に判断します。

Q24 あらかじめ発注機関の承認を受ければ、県外業者(設計額が1,000万円以下の土木一式工事にとっては、発注機関が所在する市町を所管する土木事務所が所管する区域外の業者。)を下請負人に選定できるとのことだが、どのように申請すればいいのか？

A24 下請制限除外承認申請書に、下請施工しようとする当該工事に関して、県内(設計額が1000万円以下の土木一式工事にとっては、発注機関が所在する市町を所管する土木事務所が所管する区域内。)に主たる営業所を有しない者に施工させる理由を明示し、申請してください。

Q24-1 例えば、三国土木事務所から、工事場所が福井土木事務所の管轄区域である福井市地係で、福井市に主たる営業所を有する者であることを入札参加資格とした設計額1千万円以下の土木一式工事を請け負った場合、下請け業者として福井土木事務所管内の業者を選定することは可能か？



A24-1 お問い合わせの場合には、下請負人の選定は、福井土木事務所管内に主たる営業所を有する者であることを原則とします。

A27のとおり、県発注工事において下請負人の所在地についての制限を設けた理由は、地域性を重視した入札契約制度の趣旨を直接請負者に加え下請負人にまで徹底するためです。

そのため、工事場所が発注機関の所在する市町を管轄する土木事務所の区域と異なる場合の設計額1,000万円以下の土木一式工事において、適正化要綱第7条第1項第6項に定める者は、入札公告で入札参加資格とする「営業所の所在地」を所管する土木事務所の区域内に主たる営業所を有する者とします。

Q25 これまで、落札できなかった場合に、その入札で落札した業者から下請工事を請け負って売上を確保してきたが、今後はこれができるのか？

A25 上記のような理由では同一入札参加者への下請施工は認められませんが、直接請負者が請け負った工事の主たる部分以外の専門工事を請け負わせるなどの場合で、下請制限除外承認申請書により、下請契約締結前にあらかじめ発注機関に書面による承認を受けた場合は可能です。

Q26 あらかじめ発注機関の承認を受ければ、同一入札等参加者を下請業者に選定できるとのことだが、どのような理由であれば、承認してもらえるのか？

A26 請負った工事の主たる部分以外の専門工事を発注する場合で、一括下請けなど不適正な施工が行われる恐れがないと認められる場合に限り、承認するものとします。

Q27 A31の「請負った工事の主たる部分」とは、どの部分をいうのか？

A27 工事内容の中で当該工事の目的に直接つながる部分を指し、原則的には、元請負人が請負った建設工事の業種(建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等(平成10年福井県告示第749号)別表2の建設工事の業種のことをいう。以下同じ。)と同一の業種部分が主たる部分となります。

具体的には、例えば、側溝改良工事の側溝工、舗装工事中の舗装工、法面工事の法面吹付工、建築一式工事における建築物の躯体部分(躯体部分が複数工種にわたる場合に、工種ごとに別の業者に請け負わせる場合を除く。)、橋梁上部工の橋梁の製作工および架設工等が主たる部分に該当します。

附帯工事、仮設工、準備工、雑工その他基礎的または準備的工事に該当する部分は、主たる部分ではありません。

主たる部分ではない工事の具体的な例としては、舗装工事における区画線工事、建築物の電気工事における内装工事、管工事における熱絶縁体工事、法面工事における足場工などです。

Q27-1 A27の「建築一式工事における建築物の躯体部分(躯体部分が複数工種にわたる場合に、工種ごとに別の業者に請け負わせる場合)」とはどのような場合をいうのか？

A27-1 例えば建築物の耐震補強工事において、鉄骨工事、鉄筋工事、コンクリート打設工事、アンカ

一施工工事等の複数工種をそれぞれ別の業者に請け負わせる場合などです。

Q28 相応札業者および相見積業者以外の者に下請を出す場合において、「請負った工事の全部またはその主たる部分を一括して他の建設業者に請け負わせる場合」や、「請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合」に該当するような下請けとなってもよいか？

A28 相応札業者および相見積業者に限らず、このような下請けは、一括下請負の危険性が非常に高く、行うべきではありません。

今回、相応札業者および相見積業者に下請け発注することを原則禁止としたのは、相応札業者および相見積業者のような、同等の施工能力を有する者への下請けは、このような下請けとなりやすく、一括下請けの危険性が極めて高いことから、事前に発注機関において確認するためです。

また、県は直接請負者の施工能力を信頼して当該工事を発注しており、それに関わらず、直接請負者が、このような下請発注を行うことは、発注者の信頼を裏切る不誠実な行為であると考えています。

そのため、相応札業者等以外の者への下請けについても、工事元請・下請関係者(変更)届出書の記載内容や施工体制点検等において確認します。

また、県では、災害時の復旧工事や社会インフラ設備の修繕工事などの地域防災力維持の観点から、自社施工できる業者の維持・確保が必要であると考えています。そのため、工事の主たる部分については工事を受注した業者による施工を原則とします。ただし、一定の専門的な施工技術等を要し施工可能な県内業者が限定される工事については、入札公告時に下請施工可能である旨を明示することとし、当面例外的に相応札業者以外の者に限り下請施工できることとします。

建設工事(一式工事を除く)

直接請負者が受注した工事	相応札業者への下請	相応札業者以外の建設業者への下請	
工事の業種と同一の業種 直接請負者が請け負った	入札公告時に明示する工事の主たる部分	×	
	上記のうち、入札公告時に下請施工可と明示する工事	×	○
	上記以外の工事	×	○
上記以外の専門工事または附帯工事、仮設工、準備工、雑工その他基礎的工事	○ (ただし、あらかじめ発注機関より下請制限除外承認を受けた場合)	○	

※県外業者への下請については、あらかじめ発注機関より下請制限除外承認が必要

Q29 同一入札等に参加した業者かどうかはどうすればわかるのか？

A29 入札に参加した業者については、福井県入札情報サービスシステム(PPI)の結果公表ページおよび各発注機関で閲覧に供している入札結果により確認することができます。

Q30 入札または見積書の提出を辞退した建設業者への下請発注は認められるのか？

A30 開札前に辞退した者は、制限の対象外としますが、開札後に辞退した者(落札後に辞退した者および落札候補者となった後に辞退した者)については、下請発注の制限の対象とします。

Q31 第6条第4項中「財務内容が良好であり、経営が不安定な者でないこと。」や「賃金不払いを起すおそれがない者であること。」等は判断がしづらい項目であるが、基準はあるか？

A31 絶対的な判断指標は有りません。

これらのことは適正化要綱で規定するまでもなく、契約相手方を選定するに当たり留意すべき事項です。

なお、第6条第4項は留意事項ですから、是正指示および指名停止等の措置の対象とはなりません。

#### 【第5条および第6条関係】

Q32 県は、第6条および第7条に規定する下請制限に関する事項を遵守しているかの確認を、どのように行うのか？

A32 発注機関が行う抜き打ちの施工体制点検の中で確認します。

特に、建設作業員については、顔写真入りの身分証明書(運転免許証、各種資格証明書等)により確認した上で、施工体制点検後、直接請負者に対し、速やかに当該建設作業員の住民税特別徴収税額通知書の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、または所属会社の雇用証明書の写し等による提出を求め、雇用関係を確認することとします。なお、社会保険加入の対象とならない建設作業員については、雇用契約書で確認します。

#### 【第7条関係】

Q33 下請業者が「見積りをするために必要な期間」とは、どの程度の期間をいうのか？

A33 見積期間については、建設業法施行令第6条に次の通り規定されています。

500万円未満の工事・・・1日以上

500万円以上 5000万円未満の工事・・・10日以上

5000万円以上の工事・・・15日以上

Q34 「通常必要と認められる原価に満たない金額」とは、どの程度の額をいうのか？

A34 施工しようとする工事に係る標準的な単価等に基づく直接工事費、現場管理費等の間接工事費および一般管理費等を合計したものです。ここにいう一般管理費等には、利潤相当額を含みません。

(建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準(昭和47年4月1日公正取引委員会事務

局長通達第4号))

Q35 「専門工事業団体が作成した標準見積書」とは、どのようなものですか？

A35 国交省のホームページで一部公開しています。

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk2\\_000082.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html)

ここで公開されていないものについては、それぞれの専門工事業団体に問い合わせてください。

Q36 「標準見積書により難しい場合」とは、どのような場合か？

A36 専門工事業団体が標準見積書を作成していない場合や、自社で従前より使用している見積書様式がある場合で、専門工事業団体が作成した標準見積書よりもそちらを使用した方が都合が良い場合等です。また、専門工事業団体が作成した標準見積書は直接請負者とその下請負人間での下請契約を想定したものとなっていますので、直接請負者以外の元請負人が下請負人と下請契約を締結する場合はこの標準見積書を使用することが難しい場合がありますので、その場合は「標準見積書により難しい場合」に当たります。

Q37 標準見積書により難しい場合に提出する見積書の内訳は、どの程度まで詳細に記載すればよいのか？

A37 工事の種別ごとに、材料費、労務費その他の経費の内訳および法定福利費の内訳を明示してください。

Q38 下請契約を締結するに当たり見積書を徴収していない場合には、指名停止等の措置の対象となるのか？

A38 見積書を徴収せずに下請契約を締結していた場合は、是正指示の対象となります。

是正指示にも関わらず徴収しない場合は、指名停止等の措置を検討します。

Q39 なぜ見積書を徴収しなければならないのか？また、なぜ内訳まで明らかにしなければならないのか？

A39 建設工事を合理的かつ適正に施工するためには、あらかじめ契約の内容となるべき重要な事項について、適正な見積りを行う必要があります。工事費の内訳が明らかにされた見積りにより、適正な請負金額の設定や注文者の保護が図られるのみならず、ダンピングの防止や下請負人の保護にもつながるからです。

Q40 下請負人に対し経費の内訳を明示した見積書の提出を要請したところ、「経費の内訳の明示までできないし、当社としては全てまとめて“一式計上”でも構わない。」と言っている。このように下請負人が経費の内訳の明示を拒む場合でも、元請負人は経費の内訳を明示した見積書を徴収しなければならないのか？

A40 下請負人が雇用する労働者に対する適正な賃金の支払および社会保険料等の法定福利費の確保を図るという趣旨を、下請負人にもご理解いただき、内訳を明示した見積書を提出するよう指導して

ください。

Q41 「工事の種別」とは、何を指すのか？

A41 切土工・盛土工・型枠工・鉄筋工のような「工種」および本館・別館のような「目的物の別」を指します。

Q42 「経費の内訳」とは、何を指すのか？

A42 労務費、材料費、機械経費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の別を指します。

Q42-1 下請と請負契約を締結するに当たり、労働災害防止対策に要する経費も事前の見積りの中に含まれていなければならないのか。

A42-1 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)は、建設工事現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講ずることを義務づけています。したがって、当該対策に要する経費は、元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。(『建設業法令順守ガイドライン』)

同ガイドラインにおいて、元請負人は見積条件提示の際、労働災害防止対策の実施者およびその経費負担者の区分を明確にし、下請負人は見積書に労働災害防止対策に要する経費を適正に明示することが必要とされており、元請負人と下請負人が対等な立場で契約交渉を行った結果、労働災害防止対策の実施者およびその経費負担者の区分が契約締結時には契約書面の内訳書などに明示されることが必要とされています。

(参考1:適切な安全衛生経費の確保パンフレット)

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/150618-1.pdf>

Q43 下請負人から徴収した見積書については、下請負契約書とともに工事元請・下請関係者(変更)届出書に添付して提出することとなっているが、下請契約に係る請負代金額が適正な額であるか審査されるのか？

A43 「建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額」で請負契約を締結していないかなど、不適切な契約でないか確認をします。

Q44 下請負人が提出した見積書を「尊重する」とは、どういうことか？

A44 下請負人より徴収した見積書を基に価格交渉を行い、元請下請双方合意のもとで契約を締結することです。また、適正な価格交渉の結果、見積書の金額と契約金額に差が生じることは問題ありません。

Q45 請負代金を減額できる「正当な理由」とは、どのような理由か？

A45 契約内容が変更された場合等が該当します。

Q46 下請契約の締結は、工事着手前に行わないといけないのか？

A46 契約内容をあらかじめ書面で明確にし、請負代金、施工範囲等に係る元請下請間の紛争を防ぐ

ことができることから、下請契約の締結は、工事着手前に行わないといけません。

Q46-1 工事施工中に、下請業者の倒産など突発的な理由で別の下請負契約をする必要が生じた場合、契約手続きを省略してもよいのか？

A46-1 工事内容や金額を明確にして、後日の紛争等のトラブルを防止するため、災害時等でやむを得ない場合を除いて、契約は下請工事の着工前に書面により行うこととされています。

ただし、建設業法その他の法令に違反していない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて契約を行うこともできます。

Q47 建設工事標準下請契約約款とは、どのようなものか。

A47 中央建設業審議会(中建審)が下請工事用として作成し、勧告している標準的な契約約款をいいます。

建設工事標準下請契約約款は、国交省のホームページからダウンロードすることができます。

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000092.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000092.html)

Q48 建設工事標準下請契約約款に、要綱の別表1または別表2の条項を追加しなければならないとのことですが、具体的にはどのようにして作成すればよいのか？

また、全ての工事ごとに個別に約款を添付しないといけないのか。

A48 建設工事標準下請契約約款の条文の最後に別表1または別表2の条項を追記してください。

なお、県ホームページに別表1または別表2の条項を追記した建設工事標準下請契約約款を掲載してありますので、参照してください。

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kanri/motositatekiseika.html>

また、契約約款は、契約条項を記載するものですから、契約書ごとに添付する必要があります。

Q49 下請負人の主任技術者について、「施工に必要な資格」とは、具体的にはどのような資格をいうのか？

A49 建設業法第26条第1項に規定する資格をいいます。

Q50 「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、どのような関係をいうのか？

また、その関係は、どのようにして確認すればよいのか？

A50 「直接的な雇用関係」とは、所属建設業者との間に第三者の介在する余地のない雇用に関する一定の権利義務(賃金、労働時間、雇用、権利構成)が存在することをいいます。したがって、在籍出向者や派遣社員については直接的な雇用関係があるとはいえません。確認方法は、住民税特別徴収税額通知書の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写しまたは所属会社の雇用証明書の写し等により行います。「恒常的な雇用関係」とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上の職務に従事することとなっていることに加え、主任技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者を工事現場に設置できるとともに、建設業者が組織として有する技術力を、技術者が十分かつ円滑に活用して工事の管理等

の業務を行うことができる必要があります。したがって、一つの工事期間のみの短期雇用の場合は、恒常的な雇用関係があるとはいえません。確認方法は、住民税特別徴収税額通知書の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写しまたは所属会社の雇用証明書の写し等による提出等で行います。

Q51 下請負人の主任技術者が他の工事の専任の監理技術者等でないか、また、現場代理人になっていないかは、どのようにして確認すればよいのか。

A51 元請負人が下請負人として契約しようとする建設業者に直接確認してください。

Q52 下請負人の主任技術者は、他工事の専任の監理技術者等および現場代理人と兼務することは一切できないのか？

A52 兼務の可否については、次のとおりです。

ただし、いずれも当該下請工事の元請負人および他の工事の発注者の承諾を受けることが必要です。

		他の工事		
		現場代理人	監理技術者等 (専任不要)	監理技術者等 (専任要)
当該下請工事	主任技術者 (専任不要)	×	○	原則 × ※
	主任技術者 (専任要)	×	原則 × ※	原則 × ※

※監理技術者制度運用マニュアルについて(平成16年3月1日付国総建第316号)で兼任可能とされている場合は、兼任可能

Q53 1次下請負人が2次下請負人と下請契約を締結する際の「誓約書」は、1次下請負人が作成すればよいのか。

A53 1次下請負人が作成してください。

「誓約書」は、それぞれの下請契約ごとに、元請負人が作成しなければいけません。

Q53-1 「誓約書」は発注機関への提出が必要か？

A53-1 下請契約を締結した時は、この「誓約書」により適正化要綱に掲げる事項を遵守した適正な下請契約であることを確認するとともに、遅滞なく工事元請下請関係(変更)届出書の添付書類として提出してください。

なお、直接請負者が県から請け負った工事が設計額250万円未満の工事である場合は、発注機

関への提出を省略することができることとします。

Q53-2 工事元請・下請関係者(変更)届出書に添付する契約書について、契約書に代えて注文書・注文請書でもよいか？

A53-2 契約書に代えて、注文書・請書の添付でも可とします。この場合、建設業法第19条第1項に掲げる事項を記載した基本協定書の締結または契約約款の添付が必要とされていますが、建設業法その他の法令に違反していない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いての契約でも可とします。

Q53-3 工事元請・下請関係者(変更)届出書には、見積書の添付も必要か？

A53-3 施工体制点検で確認できる添付書類については、省略することができますが、「誓約書」の添付が必要です。

#### 【第11条関係】

Q54 これまで、業務が多忙な時に、特に請負契約など締結せずに、協力会社から、その日1日だけ作業員の応援を頼むようなことがあったが、このような場合でも、請負契約を締結しなければならないのか。

A54 「作業員の応援」は、単なる労務提供であり、労働者派遣法第4条の規定により禁止される建設業務(土木、建築、その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊もしくは解体の作業またはこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。)への派遣事業に該当するおそれがあります。

また、元請負人および下請負人のいずれにも雇用関係のない者が工事現場に従事していることは、当該作業員の指揮命令系統や従事した工事への責任の所在等が不明瞭になることから、適正な施工体制がとられているとはいえません。

したがって、お問い合わせの場合には、当該作業員を雇用している会社と請負契約を締結して施工するか、施工に必要な作業員を新たに雇用する必要があります。

Q54-1 工事現場で作業員が足りないので臨時的に作業員を雇用したいが、雇用契約さえ結んでいればよいのか？

A54-1 形式的に雇用契約書があるだけでなく、雇用した業者から作業員へ直接賃金が払われていることや社会保険への加入の状況、指揮命令の状況など、適正に雇用されていることが必要です。

A54-2 自社で新たに雇用した者が他社ですでに雇用されている場合は、他社から労働者の派遣があったことになるのか。

Q54-2 自社および当該他社で兼業が禁止されていないなど就業規則に反しない場合であって、労働者の自発的な意思により自社と雇用契約を結び、自社で適正に指示・管理している場合は労働者の派遣には当たらないと考えられますが、当該他社から業務に関する指揮命令を受け、または勤務日や配置等の管理を受けている場合は、労働者の派遣に該当するおそれがあります。



Q55 「この要綱の適用上、下請契約により施工しているものとみなす」とは、どういう意味か？

A55 適正な元請下請関係により、県発注工事を施工していただくという趣旨から、請負契約が締結されていない場合でも、適正化要綱の規定に基づく指導の対象となることがあるということです。

#### 【第12条関係】

Q56 備え付けるべき書類が多いのではないかと事務負担がこれまでより増すのではないかと不安だ。

A56 適正化要綱第13条第1項および第2項に掲げる書類の一部は、建設業法第40条の3の規定により、営業所ごとに備え付けることになっているので、事務負担がこれまでより過度に増えることはありません。

Q57 どの書類を作成し、その作成した書類をどこに備え付ければよいのかよくわからない。

A57 県ホームページに、確認リストを掲載してあるので、参照してください。

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kanri/motositatekiseika.html>

Q57-1 下請人に対する支払状況がわかる書類とはどのようなものか？

A57-1 領収書や請求書と金融機関の口座明細書など、下請負人への代金の支払いが確認できる書類で結構です。

Q58 備え付けるべき帳簿書類等を、営業所では警備上不安があるので、社長の自宅や会計事務所で保管してもよいのか？

A58 建設業法の規定に基づき届け出ている営業所に備え付けてください。

なお、営業所に帳簿書類が備え付けられていない場合は、建設業法違反であり、同法に基づく監督処分の対象となります。

Q59 小規模な工事現場には、特に現場事務所など設けないが、どこに備え付ければよいのか？

A59 指定はしませんが、監督職員等から確認を求められた際に、容易に確認できる場所に備え付けてください(例えば、主任技術者が現場に来るために使用した社用車の中等)。

#### 【第13条関係】

Q60 発注機関の立入検査を受けることは義務なのか？

A60 直接請負者は適正化要綱第14条第2項の規定により、直接請負者以外の元請負人および下請負人は適正化要綱別表1または別表2の条項により、立入検査を求められた場合には積極的に協力していただきます。

Q61 立入検査を拒んだ場合、指名停止等の措置の対象となるのか？

A61 立入検査は適正化要綱の実効性を確保するため、その目的を達成するために必要な範囲で行います。元請負人および下請負人は、入札参加条件または請負契約約款により、適正化要綱を遵守す

ることが求められています。それにもかかわらず、立入検査を拒むことは、是正指導および指名停止等の措置の対象とします。

Q62 立入検査の日に、偶然、責任者が不在だった場合でも「拒んだ」ことになるのか？

A62 ① 工事現場の場合

責任者は、現場代理人となります。現場代理人は、原則常駐義務があるので、不在となることは想定できません。なお、常駐性を緩和または他の現場代理人との兼務をしている場合でも、すぐに連絡がとれ、工事の施工上問題がないことが要件となっていますので、すぐに検査対象の工事現場に来ることができなければいけません。もし、来ることができない場合は、現場代理人の常駐義務違反となる可能性があります。

② 営業所の場合

責任者は、経營業務管理責任者または建設業法施行令第3条の使用人となります。これらの方はその常勤性を害さない範囲で営業所の外での活動が認められていますので、たまたま営業所に不在だったとしても、原則として「拒んだ」ことにはなりません。後日再度の立ち入り調査した時にも不在であることが続くような場合は、常勤性が確認できないとして建設業法第41条に基づく指導の対象となる可能性もあります。

Q63 下請負人の営業所等に立ち入る際に、直接請負者が協力しなければならないのはなぜか？

A63 県は、直接請負者の施工能力を信頼して、契約の相手方としています。

直接請負者は、適正化要綱の制限の範囲内で下請契約を締結して施工することは、請負契約の法的性質上原則的には自由ですが、当該工事の最終的な責任者として県に責任を負う以上、自らが全ての下請負人に対して適正化要綱を遵守させる責任があります。

なお、直接請負者が特定建設業者である場合は、建設業法第24条の6により全ての下請負人に対して、建設業法、建設工事の施工に関する法令および建設工事に従事する労働者の使用に関する法令に関して指導するよう努めることとされています。

Q64 下請負人に立入検査を受けるよう協力を求めたが、それでも下請負人が拒んだ場合でも直接請負者は、指名停止等の措置の対象となるのか？

A64 県発注工事の施工体制については、A63に記載したように、直接請負者が最終的な責任者として県に責任を負います。よって、立入検査に協力しない不誠実な下請負人を選定したことは、県に対する不誠実な行為となります。

【第14条関係】

Q65 是正期間は、どの程度か？

A65 原則として、指示書の日の翌日から起算して5日目（福井県の休日（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の日、または、工期の最終日のいずれか早い方の日までとし、是正指示書に明示します。

なお、是正に5日以上の日数を要する場合には、上記期間内に改善予定の内容についての報告を求めることとし、是正すべき内容が改善された段階で速やかに確認してください。

Q66 下請負人が適正化要綱に違反しているとして是正の指導を受けたので、直接請負者として下請負人に是正するよう、指導や助言を真摯に行ったが、是正されなかった場合でも、直接請負者はペナルティを受けるのか？

A66 前述したように、直接請負者は、県に対して負うべき責任が果たせなかったことを理由として指名停止等の措置を検討します。

Q66-1 是正指示を受けた不適切事項について改善し報告したが、後日、同じ内容で再度適正化要綱の是正指示を受けた。あらためて改善すれば、ペナルティを受けることはないか？

A66-1 是正指示を受けたにもかかわらず同様な適正化要綱違反が繰り返される場合は、改善の指示と同時に、指名停止等の措置を検討します。

#### 【第15条関係】

Q67 「見やすい場所」とは、どのような場所か？情報受付窓口に関する標識の様式はあるのか？

A67 工事看板の横であれば「見やすい場所」とします。

様式については、県ホームページに掲載しておりますのでそちらをご覧ください。

Q68 元請負人が適正化要綱違反を行っているので通報したいが、報復されるのではないかと不安だ。

A68 情報受付窓口で情報をいただいた方が特定されないように調査等の対応をとりますのでご安心ください。

Q69 通報する場合には、通報者の氏名などを必ず明らかにしなければならないのか？匿名では受け付けてもらえないのか？

A69 匿名での通報も受け付けます。

しかし、信ぴょう性がない情報の場合は調査を行わないこともありますので、匿名情報の場合は信ぴょう性を損なうことが否定できないことをご了承ください。

#### 【第16条関係】

Q70 下請負人だけが適正化要綱違反をしている場合でも、直接請負者が指名停止措置を受けるのか？

A70 前述したように、直接請負者に対しては是正させる責任が果たせなかったことを理由として指名停止等の措置を検討します。

Q71 指名停止措置の期間は、どのくらいか？

A71 事案の軽重に応じて、個別に検討します。

Q72 「下請参加停止業者」とは何か？また、その指定を受けた業者のリストはどこで確認すればよいのか？

A72 県建設工事に係る競争入札参加資格者名簿に登載されている者でない者について、不誠実な建設業者を下請工事から排除するため、適正化要綱を根拠に下請参加を停止された者をいいます。なお、この下請参加停止業者は県ホームページで確認できます。

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kanri/motositatekiseika.html>

【様式第2号(下請制限除外承認申請書)関係】

Q73 次数制限と同一入札等参加者への下請発注制限を同時に超える下請を発注したい場合、下請制限除外承認申請書1枚にまとめて申請すればいいのか？

A73 制限を超える理由ごとに作成してください。

したがって、質問の場合は、次数制限に係る下請制限除外承認申請書で1枚、同一入札等参加者への下請発注制限に係る下請制限除外承認申請書で1枚作成し、申請してください。

Q74 制限除外承認申請書別紙※2の、「請負った工事の全部または主たる部分を一括して他の建設業者に請け負わせる場合」および「請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合と判断できる場合」とは、どのような場合か？

A74 下記を参考にしてください。

種別	具体例
請負った工事の全部または主たる部分を一括して他の建設業者に請け負わせる場合	① 建築物の電気配線の改修工事において、電気工事の全てを1者に下請負させ、電気配線の改修工事に伴って生じた内装仕上工事のみを元請負人が施工し、または他の業者に下請負させる場合。 ② 住宅新築工事において、建具工事以外の全ての工事を1者に下請負させ、建具工事のみを元請負人が自ら施工し、または他の業者に下請負させる場合
請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合	① 戸建住宅10戸の新築工事を請負、そのうち1戸の工事を1者に下請負させる場合 ② 道路改修工事2kmを請負、その内500m部分について施工技術上分割しなければならない特段の理由がないにも関わらず、その工事を1者に下請負させる場合